

大規模な土地取引には届出が
必要です。

届出をしないと罰せられる
ことがあります。

大規模な土地取引とは？

- 市街化区域内 2,000㎡以上
- 市街化区域以外の都市計画区域内 5,000㎡以上
- 都市計画区域外 10,000㎡以上

届出をしないと

6ヶ月以下の懲役

又は100万円以下の罰金

Q) 届出をするのは誰？

A) 買主等（土地の取得者）です。

Q) 届出期限は？

A) 契約した日を含め2週間以内です。

Q) 届出先は？

A) 土地の所在する市町の国土利用計画法担当課です。

Q) 届出が必要な土地取引とは？

A) 売買、交換、信託受益権の譲渡などです。

なお、個々の土地取引が小規模であっても、買主等（土地の取得者）が取得する土地の合計が「大規模な土地取引」に該当する場合には、届出が必要となる場合があります。

詳しくは、広島県環境県民局環境県民総務課又は市町の国土利用計画法担当課へお問い合わせください。

■ 国土利用計画法担当課（届出・問い合わせ先）

竹原市 建設部 都市整備課 都市計画係

TEL 0846-22-7749

FAX 0846-22-8579